

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇告 示 保安林の指定の解除予定(三件)(森林保全課)

土地収用法による事業の認定(二件)(管理課)

山村振興法による工事の開始(道路課)

土地区画整理組合の理事の氏名及び住所(都市計画課)

開発行為に関する工事の完了(二件)(〃)

◇海区漁調 ひきनाव釣漁業の操業に関する指示

委告示

告 示

鳥取県告示第三百五十三号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成八年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字関金宿本谷三三九三の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百五十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成八年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字関金宿字上割三三九七の四・字本谷三三九三の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百五十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市河内岨之上一四六三の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百五十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十條の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

智頭町

二 事業の種類

奥山形地区農業集落排水事業処理施設建設事業

三 起業地

1 収用の部分 八頭郡智頭町大字芦津字小坂地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

八頭郡智頭町大字智頭二〇七二―一

智頭町役場

鳥取県告示第三百五十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十條の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

日野町

二 事業の種類

下黒坂地区農業集落排水事業処理施設建設事業

三 起業地

1 収用の部分 日野郡日野町下黒坂字鳥居田地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

日野郡日野町根雨一〇一

日野町役場

鳥取県告示第三百五十八号

山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第十一条第一項の規定に基づく会見町道の

改築に関する工事を開始するので、山村振興法施行令（昭和四十年政令第三百三十一号）
 第四条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事の開始の日
諸木鶴田線	西伯郡会見町田住字越城野原二八一五 地先から同町荻名字越敷野七五三二六 地先まで	改 築	平成八月七月一日

鳥取県告示第三百五十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定に基づき、
 日吉津村今吉土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第二項
 の規定により、次のとおり告示する。

平成八年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	住 所
逢坂 輝雄	西伯郡日吉津村大字今吉二五七一一
井筒 正美	西伯郡日吉津村大字日吉津一二〇〇
井藤 諭	西伯郡日吉津村大字今吉六三一七
岡本 隆	西伯郡日吉津村大字富吉一〇七一
福岡 義純	西伯郡日吉津村大字今吉六〇

川原 範恵	西伯郡日吉津村大字日吉津七一五
大東 襄二	西伯郡日吉津村大字日吉津六四三
中井 健夫	西伯郡日吉津村大字日吉津三七二
林 順一	西伯郡日吉津村大字日吉津七二〇
日吉津 村	西伯郡日吉津村大字日吉津八七二一五
福本 勝人	西伯郡日吉津村大字日吉津六八一
山本 武光	西伯郡日吉津村大字今吉二七七

鳥取県告示第三百六十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）
 第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
 平成六年十一月三十日 鳥取県指令受都計三二二第十八号
 - 二 開発区域に含まれる地域の名称
 鳥取市浜坂字東浜二、字下地谷及び字西谷
 - 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 鳥取市南吉方二丁目三一
 有限会社 ふそう地所
 代表取締役 浜田 幸夫
- 鳥取県告示第三百六十一号**
 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）

第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年十二月二十一日 鳥取県指令受都計三一二第十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市小沢見字長田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県揖保郡太子町東出二六二一一

株式会社 うかいや

代表取締役 朝生 一郎

海区漁業調整委員会告示

鳥取海区漁業調整委員会告示第三号

鳥取県海面におけるひきなわ釣漁業の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成八年五月十七日

鳥取海区漁業調整委員会会長 佐 竹 嘉 泰

ひきなわ釣漁業については、海岸線上における岩美郡福部村と鳥取市との境界点から正北の線と海岸線上における東伯郡大栄町と同郡東伯町との境界点から正北の線の間の海域のうち海岸線から千五百メートル以内の海域においては、平成八年六月一日から同

年八月三十一日までの間は、操業してはならない。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円（送料を含む。）】